

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律の実施状況 (適正流通について)

違法に捕獲された鯨類の流通防止等（第18条第1項）

○ 農林水産省は、法令の規定に違反して捕獲された鯨類の国内流通を防止するため、必要な措置を実施。

実施内容

- ・ 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）により、違法に捕獲したひげ鯨等の販売、所持等を禁止。
- ・ 同省令等により、ひげ鯨等を捕獲した者に、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析の実施を義務付け。
- ・ 輸入鯨類製品についても、公的機関によるDNA検査証明書及び輸出国政府発行の合法的捕獲証明書の水産庁への提出を輸入貿易管理令等により担保。
- ・ 水産庁は毎年度、DNA調査事業（委託事業）として、国内に流通する鯨類製品（輸入品を含む）のDNA検査を行い、これを過去に捕獲・混獲・輸入された個体のDNA情報が登録されているDNA登録データベースと照合。

＜令和4年度DNA調査事業＞

- 内容：（１）日本各地の市場、デパート、小売店等から350検体の鯨類製品（筋肉、脂皮、畝須）を購入し、DNA解析を行って鯨種判定作業を実施
- （２）判定された鯨種について、既存のDNA登録データベースに登録されている個体の遺伝子型情報と比較することで個体識別を実施。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元（2019）年12月改正）（抄）

（鯨類の適正な流通の確保等に関する措置）

第十八条 政府は、法令の規定に違反して捕獲された鯨類の流通を防止するため、捕獲された鯨類の個体の識別のための情報の適正な管理、流通に関する調査その他必要な措置を講ずるものとする。

【参考】漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）（抜粋）

（ひげ鯨等の捕獲等の禁止）

第九十一条 基地式捕鯨業者及び母船式捕鯨業者以外の者は、ひげ鯨及びまっこう鯨（この条及び次条において「ひげ鯨等」という。）を捕獲してはならない。ただし、基地式捕鯨業及び母船式捕鯨業以外の漁業であって農林水産大臣が別に定めて告示するものの操業中に混獲した場合並びに座礁し、又は漂着したひげ鯨等であって農林水産大臣が別に定めて告示するものを捕獲した場合は、この限りでない。

2 （略）

3 第一項の規定に違反してひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等を販売し、又は販売の目的をもって所持し、若しくは加工してはならない。その情を知つてこれを譲り受けた者も、同様とする。

（捕鯨業者以外の者が捕獲したひげ鯨等の処理の制限）

第九十二条

2 ひげ鯨等を捕獲した者は、当該ひげ鯨等の個体の識別に必要なDNA分析（DNAの塩基配列の解析であって、当該ひげ鯨等の個体を特定させるDNAの塩基配列の情報が取得できるものに限る。以下この条において同じ。）を行わなければならない。ただし、当該ひげ鯨等（生きているものに限る。）を海に戻す場合及び当該ひげ鯨等の全ての部分を埋却又は焼却により処分する場合は、この限りでない。

4 前条第三項の規定は、第二項の規定に違反してDNA分析を行わなかった者について準用する。この場合において、同項中「当該ひげ鯨等」とあるのは、「第九十二条第二項の規定によるDNA分析を行っていない当該ひげ鯨等」と読み替えるものとする。

※ 捕鯨業者に対しては、漁業の許可の条件として、捕獲したひげ鯨等のDNA分析を義務付け。

第七章 罰則

第一百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条（第二十八条において準用する場合を含む。）、第四十三条、第四十四条、第四十五条第二項、第四十七条、第四十八条、第五十九条、第六十条、第六十六条、第七十三条第一項、第七十四条第一項、第七十五条第一項若しくは第二項、第七十六条、第八十二条、第八十八条から第九十条まで、第九十一条第一項、第九十三条から第九十五条まで、第九十六条第一項若しくは第三項、第九十八条、第一百条から第一百二条まで、第一百七条又は第一百九条第一項の規定に違反した者

二 第一百四条第一項又は第一百八条第一項の規定による命令に違反した者

第一百八条 第三十九条、第四十五条第一項若しくは第三項、第五十三条、第五十四条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条、第六十九条、第八十条、第八十一条、第九十一条第三項（第九十二条第四項において準用する場合を含む。）又は第九十九条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。